

北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領(抜粋)

第6 交付金の実施

3 交付額

イ 加算措置

(ア) 棚田地域振興活動加算(集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地(以下「棚田地域振興農地」という。)について、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度)から令和6年度までの間に、農林水産省農村振興局長が別に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。)の10a当たりの交付単価

地 目	①道の交付金による交付単価	②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付単価
	棚田農地	
田	7,500円	10,000円
畑	7,500円	10,000円

注3 「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、(エ)及び(オ)の取組を含めるとともに、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(エ) 集落機能強化加算(集落協定の活動において、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度)から令和6年度までの間に、農林水産省農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。)の10a当たりの交付単価

注3「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。

(オ) 生産性向上加算(集落協定の活動において、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度)から令和6年度までの間に、農林水産省農村振興局長が別に定めるところにより、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。)の10a当たりの交付単価

注3「農業生産性の向上を図る取組」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。